

●香川県告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成21年6月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成21年3月31日	老人介護支援センターとがみ園 三豊市高瀬町新名2035番地	三観広域行政組合 観音寺市坂本町1丁目1番7号	居宅介護支援
平成21年3月31日	老人デイサービスセンターとがみ園 三豊市高瀬町新名2035番地	三観広域行政組合 観音寺市坂本町1丁目1番7号	通所介護 介護予防通所介護
平成21年3月31日	老人短期入所用居室とがみ園 三豊市高瀬町新名2035番地	三観広域行政組合 観音寺市坂本町1丁目1番7号	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
平成21年3月31日	特別養護老人ホームとがみ園 三豊市高瀬町新名2035番地	三観広域行政組合 観音寺市坂本町1丁目1番7号	介護老人福祉施設
平成21年4月6日	訪問看護ステーションかりんくらぶ 仲多度郡まんのう町炭所西1529番地5	医療法人社団 相愛会 仲多度郡まんのう町炭所西1528番地1	訪問看護 介護予防訪問看護